

訴 状

2010年12月22日

大分地方裁判所 日田支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 前 田 豊

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

鉱泉地、温泉採取権及び共有持分の表示
別紙鉱泉地及び温泉採取権目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

共有登記手続等請求事件

訴訟物の価額	58,227,026円
貼用印紙額	197,000円
予納郵券	11,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告加藤利彦は、別紙物件目録（一）、（三）及び（四）記載の各不動産について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をせよ。
- 2 被告株式会社中央農林は、別紙物件目録（二）記載の不動産について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をせよ。
- 3 被告株式会社宝林は、別紙物件目録（五）記載の不動産について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録(1)の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をせよ。

- 4 被告加藤利彦は、別紙物件目録（六）記載の不動産について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録2」の原告欄記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をせよ。
- 5 被告加藤利彦は、別紙物件目録（七）記載の不動産について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録3」の「原告」欄記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をせよ。
- 6 被告加藤利彦は、別紙物件目録（一）、（三）及び（四）記載の各不動産所在地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告が、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分権を有することを確認する。
- 7 被告株式会社中央農林は、別紙物件目録（二）記載の不動産所在地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告が、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分権を有することを確認する。
- 8 被告株式会社宝林は、別紙物件目録（五）記載の不動産所在地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」の「原告」欄記載の原告が、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分権を有することを確認する。
- 9 被告加藤利彦は、別紙物件目録（六）記載の不動産所在地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録2」の「原告」欄記載の原告が、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分権を有することを確認する。
- 10 被告加藤利彦は、別紙物件目録（七）記載の不動産所在地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録3」の「原告」欄記載の原告が、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分権を有することを確認する。
- 11 被告中央農林は、別紙請求債権目録記載中の「原告」欄記載の各原告に対し、同一覧表の「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 12 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第11項について仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件の概要

1 共有

原告らは、被告加藤利彦（以下加藤利彦という）が委託した販売会社（販売会社は殆ど廃業）から、大分県日田市天瀬五馬市の温泉付き別荘地（以下本件別荘地という）を「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記」との約束で買い受けたが、分譲地の登記と同時に温泉付帯施設敷地の共有登記はされたものの、いまだに源泉地の共有登記はされていない。

そこで、原告らは、被告らに対し、源泉地共有権及び温泉施設共有権に基づいて

(1) 現在鉱泉地の登記名義を有する被告らに対し売買を原因とする鉱泉地の共有登記手続と

(2) 鉱泉地の温泉採取権の共有持分の確認を求めるものである。

2 不当利得

原告らは、本件別荘地の分譲地所有者660名（建築者280名、未建築者380名）のうち建築者246名である。

被告中央農林（以下中央農林という）は、分譲地所有者が建築物等工事に入るとき、工事等による道路・隣接地・共有地等の損壊に備えて補修に充当するための「建築時保証金」20万円ないし5万円を預けさせたが、その一部は返還したものの残金を返還しない。

また、中央農林は、原告らが温泉採取権及び温泉利用権を共有するにもかかわらず、原告の一部の分譲地所有者から「温泉水道使用基本料」を徴収している。

しかも中央農林は、原告らに対し「建築時保証金」と「温泉水道使用基本料」の用途や保管状況について何らの報告もしていない。

そこで、原告らは、中央農林に対し、不当利得として、

(3) 預託した保証金の残金の返還と

(4) 年間3万円を徴収された温泉水道使用基本料の返還を求めるものである。

3 まとめ

御庁平成22年（ワ）第71号共有登記手続等請求事件が先に係属しているが、本件訴訟はその第2陣訴訟である。

第1陣訴訟では第1項(1)の共有登記手続請求と(2)の温泉採取権共有確認を求めているが（第1陣訴訟は請求拡張予定）、本件第2陣訴訟では(1)と(2)に加え、第2項(3)と(4)の不当利得返還請求を併せて請求する。

第2 源泉地（鉱泉地）の共有登記

1 原告ら

原告らは、別紙「売買一覧表」記載の各分譲地地区において、別紙「売買一覧表」載の販売業者から、別紙「売買一覧表」記載の分譲地並びに鉱泉地及び温泉施設の敷地の持分権を購入したものである。

2 被告ら

被告らは、別紙「源泉地一覧表」記載の各鉱泉地の所有名義人であり、同一覧表の各販売会社に、加藤利彦は直接、その他の被告は加藤利彦を介し間接的に、別紙一覧表記載の鉱泉地の販売を委託したものである。

3 鉱泉地及び温泉施設敷地の売買

原告らは、別紙「売買一覧表」記載の各年月日に、各販売会社から分譲地を買うに際し、分譲地の売買と併せて、同一覧表記載の鉱泉地及び温泉施設（タンク室）及び温泉施設の敷地を、各共有持分により買い受け、その対価として温泉水道施設負担金150万円を支払った。

そのとき、各販売会社は、販売チラシに「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記になります。」と記載し、販売員は同趣旨のことを述べ、さらに中央農林が同趣旨のことを書いた「温泉証書」を交付するなどして、鉱泉地及び温泉施設敷地（タンク室敷地）の持分を購入者に譲渡する旨の申込みをした。原告らは、その申込みを承諾し、分譲地売買代金のほか、鉱泉地及び温泉施設と温泉施設の敷地を150万円で購入した。

売買契約の契約書については、分譲地の売買契約書は作成されたが、鉱泉地の譲渡契約書は作成されず、温泉施設敷地（タンク室敷地）の譲渡契約書も作成されなかったが、平成14年以降の販売事例でのみ作成された。

4 加藤利彦

加藤利彦は、第3項の分譲地並びに鉱泉地及び温泉施設（タンク室）敷地の共有持分権の売買について、各販売会社に売買を委託し、第3項記載の年月日に、各販売会社を売主、別紙「売買一覧表」記載の各原告を買主、売買契約を締結させ、別紙「売買一覧表」記載の被告らには、同一覧表記載の持分割合による所有権譲渡と登記手続を委託した。

但し、実質は、むしろ、加藤利彦は、別紙「売買一覧表」記載の廃業間近な各販売会社の名義を借り、又は加藤利彦が株主であり代表取締役である「サンみらい」や「宝林」などの会社を使用し、別紙「天瀬別荘分譲地販売会社一覧」の「売買契約書係員」欄記載の十数名の固定された販売員を動員して毎回ほとんど同じ顔ぶれにより販売させた。そのことは、別紙「売買一覧表」の「販売会社」と「係員」の関係、及び別紙「天瀬別荘分譲地販売会社一覧」の「会社名」と「契約書係員」の関係を対照すれば明白である。

加藤利彦は、売出しの都度、販売会社を定め、販売員を選定し、販売会社による販売チラシを監修し、販売マニュアルを作成し、自ら現地販売で陣頭指揮にあたり、売買契約書を作成し、経済的にも自己の計算で販売を行った。名義を貸した会社は、販売については関与せず、加藤利彦から一定の報酬を受け取り、多くは販売終了後まもなく廃業した。すぐに廃業届を提出しなくても、実質的な廃業をし、届出が遅れたまま期間満了により失効したと思われる会社もある。

それゆえ、加藤利彦は、形式的には、販売会社に販売を委託し、分譲地、鉱泉地及び温泉施設敷地の共有持分を販売させたものであるが、実質的には、各販売会社の名義を借りて、自己の総指揮のもと、グループの販売員に販売実務を行わせたものである。

5 中央農林及び宝林

加藤利彦を除く被告らは、加藤利彦から委託を受け、別紙「売買一覧表」記載の原告に対し、同一覧表記載の鉱泉地のうち、中央農林は物件目録（二）の鉱泉地につき、宝林は物件目録（五）の鉱泉地につき、それぞれ同一覧表記載の持分割合で譲渡することを承諾し、加藤利彦に販売会社への委託を委任した。

加藤利彦を除く被告らのうち、中央農林は加藤利彦が実質的な株主であり（少なくとも平成22年3月までは）、平成22年3月3日までは加藤利彦が取締役で、実質の経営者であった。

また宝林は加藤利彦が株主であり、代表取締役であって、加藤利彦の会社である。

両社とも加藤利彦が経営したものであって、加藤利彦の意思が中央農林や宝林の意思となった。現に、加藤利彦は、平成21年3月22日「念書」を作成したが、そのなかでは、本件別紙物件目録（一）ないし（七）の鉱泉地を、「各分譲地に係る温泉付住宅地を目的とした温泉源の為、第三者に転売及び譲渡いたしません。」と記載し、自己名義の物件目録（一）（三）（四）（六）（七）の鉱泉地だけでなく、中央農林名義の別紙物件目録（二）の鉱泉地や、宝林名義の別紙物件目録（五）の鉱泉地も第三者に譲渡しない旨の約束をした。それは加藤利彦の意思が中央農林や宝林にも及ぶことを示している。

そのため、中央農林及び宝林は、別紙「売買一覧表」「源泉地一覧表」記載の原告に対し、同一覧表記載の温泉施設（タンク室）敷地に、同一覧表記載の共有持分による共有登記を経由した。

6 債務不履行

被告らは、別紙「売買一覧表」記載の鉱泉地に対する共有登記手続をしない。

7 まとめ

よって、原告らは、被告らに対し、別紙物件目録（一）ないし（七）の鉱泉地について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」ないし「同3」記載の原告に対し、同目録の「年月日」欄記載の売買を原因とする、同目録の「持分」欄記載の持分の共有持分移転登記手続をするよう求める。

第3 温泉採取権

1 温泉採取権・湯口権と温泉利用券・引湯権

別紙「売買一覧表」記載の各原告は、別紙「売買一覧表」記載の鉱泉地、その鉱泉地又は近接して存在する温泉施設（水中ポンプ、タンク、ボイラー、加圧装置、配湯管設備等一切を含む）の共有持分の売買により、その鉱泉地についての

温泉採取権の共有持分権を取得した。

原告らは、鉱泉地及び温泉施設（動力設備・揚湯管・配湯槽・貯湯槽）の共有持分を有することにより温泉採取権（湯口権。狭義の温泉権と考えられる）の共有持分を有し、温泉利用権（引湯権。広義の温泉権に含まれると考えられる）を有する。

本件では、温泉掘削の投下費用は、原告らが温泉水道施設負担金の名目で負担しているから、鉱泉地の共有とともに温泉採取権を共有する。

2 まとめ

よって、原告らは、被告らに対し、別紙物件目録（一）ないし（七）の鉱泉地について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」ないし同3の「原告」欄記載の原告に対し、別紙物件目録（一）ないし（七）の鉱泉地の温泉採取権について、別紙「共有登記及び温泉採取権共有目録1」ないし同3の「持分」欄記載の持分による共有権を有することの確認を求める。

第4 建築時保証金の不当利得返還請求

1 管理委託契約

別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、同一覧表記載の各年月日に、中央農林と管理委託契約を締結した。

2 建築時保証金の預託

別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、同一覧表記載の各年月日に、中央農林に対し、原告が建物を建築する際に道路や隣地境界標を損壊したときはその被害回復費用にあてるため、同一覧表の「建築時保証金」「支払金額」欄記載の各金員を、返還期日の定めなく、預けた。

3 道路損壊なきこと

別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、建築時、道路等を損壊しなかった。

4 返還額と未返還額

中央農林は、別紙「不当利得一覧表」記載の原告に対し、同一覧表記載の各預託金を返還する義務があるところ、被告中央農林は、同一覧表記載の年月日に、同一覧表記載の原告に対し、同一覧表の「返還金額」欄記載の金員を返還したが、同一覧表の「未返還額」欄記載の金員を返還しない。

また、中央農林は、同一覧表記載の建築時保証金を何に使ったか、どれだけ残ってどこに保管されているかについて、報告をしない。

5 不当利得

中央農林は、別紙「不当利得一覧表」記載の原告に対し、同一覧表の「未返還額」欄記載の未返還額を、法律上の原因なく不当に利得し、同一覧表記載の原告は損失をこうむっている。

6 まとめ

よって、別紙「不当利得一覧表」記載の各原告は、中央農林に対し、不当利得として、同一覧表に基づき、別紙「請求債権目録」記載の未返還額（合計額23,750,000円）及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による民事法所定の遅延損害金を支払うよう求める。

第5 温泉水道使用基本料の不当利得返還請求

1 不動産管理委託契約

別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、同一覧表記載の各年月日、中央農林との間で不動産管理委託契約を締結した。

2 温泉水道使用基本料

別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、中央農林に対し、同一覧表の「管理費」欄記載の通常管理費のほかに、同一覧表記載の支払期間、毎年1回、2月に、温泉水道使用基本料として毎月2,500円、年額30,000円を支払った。

別紙「不当利得一覧表」記載の原告の温泉水道使用基本料の合計金額は、平成22年12月末現在、同一覧表の「温泉水道使用基本料」「支払金額」欄記載の支払金総額のとおりである。

3 温泉水道使用基本料徴収の原因なきこと

原告らが負担する、別紙「不当利得一覧表」の「管理費」欄記載の管理費で、水道・温泉の汲み上げ動力等の共用施設の保守費及び運転費、共用施設の電気料、温泉タンク保温費、水道・源泉施設及び本管までの専属業者によるメンテ契約料、水道・温泉施設等の設備機器の破損等による補修費用、共用部分の公租公課、その他敷地及び共用部分の維持管理に関する一切の費用をまかなうことになっている。その額は、原告らだけで、同一覧表の合計欄記載のとおり、総額19,078,500円となる。これに他の建築者及び未建築者の「管理費」を加えると、相当に多額となる。

また、本件別荘地は温泉付別荘地であり、150万円の温泉水道施設負担金で源泉地とタンク室敷地の共有登記をする約束であるから、温泉を安定的に利用することは当初から明示、黙示の条件である。

加藤利彦及び中央農林は、開発当初の平成8年から平成11年まで、月間6トンまでの温泉・水道の使用基本料を無料としてきた。現在でも、平成8年から平成11年までに契約した原告は、月間6トンまでの使用は無料である。

ところが、加藤利彦と中央農林は、平成11年から、温泉使用の基本量まで全てを有料とするようになった。月間6トンまでの温泉・水道の使用を基本量とし、その基本量の料金として月2,500円、年間3万円を徴収するようになった。基本料を支払わないときは、給水・給湯の停止の制裁を課すので、建築者の中には、実際に給湯を止められ、やむなく「温泉水道使用基本料」を支払っている者もある。

その結果、原告らの中に、「温泉水道使用基本料」を支払う者と支払わない者の不均衡が生じた。平成11年契約を境目にし、原告らのうち支払っている者は158名であり、支払っていない者は88名である。「温泉水道使用基本料」を支払っている者は、長ければ10年間、毎年3万円を支払っている。その支払金額は多い人で10年間に300,000円にのぼり、支払っている者158名の総合計額は33,090,000円である。

しかし、そもそも、通常の温泉の管理は「管理費」でまかなえるのであるから、「管理費」以外に「その他諸費用」として「温泉水道使用基本料」を徴収することには合理的な根拠がない。

また、温泉採取権（湯口権）を共有し温泉利用権（引湯権）を有する原告らに対し『お金を出さなければ、一滴の温泉水道も出さない』ということは、原告らの温泉採取権（湯口権）を否定し、財産権としての温泉権を奪うものである。また、温泉水道を止めることは、生存に必要な温泉水道の利用を不能にするものであり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権をも脅かすものである。中央農林による「温泉水道使用基本料」の徴収は、温泉採取権（湯口権）、温泉利用権（引湯権）及び温泉施設を共有する原告らの権利をないがしろにするものであって、違法である。

従って、中央農林が温泉水道使用基本料を徴収することは違法であるから、その徴収は法律上の原因がなく不当利得となる。

また、中央農林は、原告らと管理委託契約を締結しているので、民法645条、656条の報告義務があるが、これまで一度も温泉水道使用基本料の使途や保管状況を報告したことがない。

4 不当利得

中央農林は、別紙「不当利得一覧表」記載の各原告の損失において、同一覧表の「温泉水道使用基本料」「支払金額」欄記載の温泉水道使用基本料を利得している。

5 まとめ

よって、別紙「不当利得一覧表」記載の原告は、中央農林に対し、不当利得として、別紙「不当利得一覧表」の「温泉水道使用基本料」「支払金額」欄記載の支払金額（支払金額の合計額33,090,000円）及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで民事法所定年5分の遅延損害金を支払うよう求める。

紛 争 の 実 情

別紙「紛争の実情」記載のとおりである。

証 拠 方 法

- 1 不動産登記簿謄本（鉱泉地登記簿謄本）
なお、その余の証拠は、口頭弁論において、随時提出する。

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 甲号証 | 各1通 |
| 2 | 評価証明書 | 3通 |
| 3 | 資格証明書 | 4通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 246通 |

紛争の実情

(一部、請求の原因と重複する)

第1 本件の概要

1 共有

原告らは、被告加藤利彦が販売委託した販売会社（販売会社は殆ど廃業した）から、大分県日田市天瀬五馬市の温泉付き別荘地（以下本件別荘地という）を「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記」との約束で買い受けたが、分譲地の登記と温泉付帯施設敷地の共有登記はされたものの、いまだに源泉地の共有登記はされていない。

そこで、原告らは、被告らに対し、源泉地共有権及び温泉施設共有権に基づいて

(1) 現在鉱泉地の登記名義を有する被告らに対し売買を原因とする鉱泉地の共有登記手続と

(2) 鉱泉地の温泉採取権の共有持分の確認
を求めるものである。

2 不当利得

原告らは、分譲地所有者660名（建築者280名、未建築者380名）のうち建築者246名である。

被告中央農林は、分譲地所有者が建築物等工事に入るとき、工事等による道路・隣接地・共有地等の損壊に備えて補修に充当するための「建築時保証金」20万円ないし5万円を預けさせたが、その一部は返還したものの残金を返還しない。

また、被告中央農林は、原告らが温泉採取権及び温泉利用権を共有するにもかかわらず、原告の一部の分譲地所有者から「温泉水道使用基本料」を徴収している。

しかも中央農林は、原告らに対し「建築時保証金」と「温泉水道使用基本料」の用途や保管状況について何らの報告もしていない。

そこで、原告らは、被告中央農林に対し、不当利得として、

(3) 預託した保証金の残金の返還と

(4) 年間3万円を徴収された温泉水道使用基本料の返還
を求めるものである。

第2 原告ら

1 建物等建築者

原告らは、別紙「売買一覧表」の「年月日」欄記載の年月日に、「分譲地」欄記載の分譲地を購入した。

本件別荘地は合計660名が分譲地を購入しているが、そのうち分譲地に建物等を建築するものは280名（未建築者は380名）であり、原告らは全員建築者である。原告らは、建築者280名のうち246名であり、第1陣訴訟の12名中11名の建築者とあわせると、建築者280名のうち257名になる。

原告らの中には、別荘地として利用するもののほか、定住地として生活するもの

がある。

2 源泉地の共有

原告らは、購入時、販売会社と中央農林名で作成された「源泉地及びそれに付帯する施設等敷地は各自共有登記になります」との販売チラシや、その旨の現地販売員の口頭説明、文字による説明、温泉証書の発行等によって、源泉地及び温泉施設の敷地が各自に共有登記され、揚湯管、動力装置（水中ポンプ）、配湯槽等の温泉採取施設、貯湯槽等の引湯施設及び配湯管などの温泉施設が共有となるものと考えて、分譲地代金のほかに150万円の温泉水道施設負担金を支払い、分譲地とともに源泉地及び温泉施設敷地の共有持分権を購入した。

購入と同時に、原告らは、タンク室の敷地について、売買を原因とする共有持分登記を受けたが、源泉地についてはいまだに共有持分登記を受けていない。

3 建築時保証金

原告らは、分譲地の購入と同時に、中央農林と管理委託契約を締結し、「不当利得一覧表」の「管理費（年間）」欄記載のとおり年間84,000円ないし63,000円（他に42,000円が2名）の「管理費」を中央農林に支払ってきた。「管理費」は敷地及び共用部分等のうち、通常の管理に要する費用に充当され、人件費、事務費、草刈り費、清掃費、日常的な修繕費等のほか、本件別荘地では、温泉水道施設の共用施設に関して意が用いられている。

ところが、中央農林は、「管理費」とは別に分譲地所有者が建物等を建築する時に保証金を徴収してきた。管理委託契約書に、「建物等の建築等工事に入るとき、事前に保証金（道路・隣接地・共有地等の補修に充当する）200,000円を預かり、補修なき場合100,000円を返還する」と記載し、別紙「不当利得一覧表」の「建築時保証金」の「支払金額」欄記載のとおり、原告らから建築時に200,000円、100,000円及び50,000円を期限の定めなく預かり、その中から人により200,000円、150,000円、100,000円を返還してきた。道路・隣接地・共有地等の損傷がなく補修もないのに、残額の200,000円、150,000円、100,000円、50,000円を返さない。その総額は、23,750,000円である。

この建築時保証金の趣旨は預り金であり、建築工事等によって道路、隣接地及び共有地等の損傷が発生せず、預り金の目的を達したならば、原告らからの請求があり次第、中央農林は、直ちに返還すべきものである。

なお、中央農林は、建築時保証金は、建築時に限らず一般に道路補修金に使用するもので、これまで道路補修に使用してきたと言うが、道路補修は通常の管理として「管理費」から支出すべきものであり、建築時保証金を将来の道路の補修費に充てるという合意は存在しない。また、過去に中央農林が道路補修をしたのはごくわずかであり、修理費は23,750,000円も必要というわけではない。通常の道路の補修費は、「管理費」からの支出で十分まかなえる。

中央農林は、原告らと管理委託契約を締結しているので民法645条、656条の報告義務があるが、これまで一度も建築時保証金の用途や保管状況を報告したことがない。

4 温泉水道使用基本料

原告らが払う「管理費」は、前項記載のとおり、敷地及び共用部分等のうち通常の管理に要する費用に充当されているが、本件別荘地では、特に温泉水道施設の共用施設に関して意が用いられている。すなわち、水道・温泉の汲み上げ動力等の共用施設の保守費及び運転費、共用施設の電気料、温泉タンク保温費、水道・源泉施設及び本管までの専属業者によるメンテ契約料、水道・温泉施設等の設備機器の破損等による補修費用、共用部分の公租公課、その他敷地及び共用部分の維持管理に関する一切の費用などを、「管理費」から支払う。しかも「管理費」は建築者では年間84,000円が多く、原告らの「管理費」だけでも総額19,078,500円にのぼる。これに未建築者の「管理費」を加えると、相当多額にのぼる。

また、本件別荘地は温泉付別荘地であり、150万円の温泉水道施設負担金を支払い、源泉地とタンク室敷地の共有登記をする約束であるから、この別荘地で温泉を無償で利用することは必須の条件である。

中央農林は、平成8年から平成11年まで、温泉の通常の管理は「管理費」から支出し、月間6トンまでの温泉・水道の使用基本料は無料とし、月間6トンを越える大量使用のみを従量制で有料としていた。現在でも、平成11年前の契約者は月間6トンまでの使用は無料である。

ところが、中央農林は、平成11年から、温泉使用料を全て有料とするようになった。月間6トンまでの温泉・水道の使用も有料にし、月間6トンまでの温泉水道の使用を基本量とし、月2,500円、年間3万円を徴収するようになった。支払わないときは、給水・給湯の停止の制裁を課すので、実際に給湯を止められ、やむなく「温泉水道使用基本料」を支払っている者もある。

その結果、原告らの中には、「温泉水道使用基本料」を支払う者と支払わない者の不均衡が生じた。平成11年契約を境目にし、支払っている者は158名であり、支払っていない者は88名である。「温泉水道使用基本料」を支払っている者は、長ければ10年間、毎年3万円を支払っている。その支払金額は多い人は10年間で300,000円にのぼり、支払っている者158名の総合計額は33,090,000円である。

しかし、そもそも、通常の温泉の管理は「管理費」でまかなえるのであるから、「管理費」以外に「その他諸費用」として「温泉水道使用基本料」を徴収することは合理的な根拠がない。

また、温泉採取権（湯口権）を共有し温泉利用権（引湯権）を有する原告らに対し『お金を出さなければ、一滴の温泉水道も出さない』ということは、原告らの温泉採取権（湯口権）を否定し、財産権としての温泉権を奪うものである。また、温泉水道を止めることは、生存に必要な温泉水道の利用を不能にするものであり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権をも脅かすものである。中央農林による「温泉水道使用基本料」の徴収は、温泉採取権（湯口権）、温泉利用権（引湯権）及び温泉施設を共有する原告らの権利をないがしろにするものであって、違法である。

従って、中央農林が温泉水道使用基本料を徴収することは違法であるから、その徴収は法律上の原因がなく不当利得となる。

また、中央農林は、原告らと管理委託契約を締結しているので、民法645条、656条の報告義務があるが、これまで一度も温泉水道使用基本料の使途や保管

状況を報告したことがない。

5 報告義務懈怠

中央農林は、原告らに対し、これまで、通常管理費について用途の報告をしなかったことはもとより、上記のとおり、「建築時保証金」や「温泉水道使用基本料」についても、報告らしい報告をしてこなかった。

中央農林は、民法645条、656条の報告義務に違反し、慢性的な債務不履行に陥っている。

6 本訴請求

原告らは、被告らに対し源泉地の共有登記と温泉採取権の共有確認を求め、中央農林に対し「建築時保証金」と「温泉水道使用基本料」の不当利得金を返還するよう請求する。

第3 被告ら

1 加藤利彦

加藤利彦は、平成8年から、本件別荘地の開発と分譲をし、様々な販売会社の名義を借りて、その販売会社に販売を委託し、販売をさせたものである。

加藤利彦は、登記簿上、鉱泉地である別紙物件目録(一)、(三)、(四)、(六)及び(七)の土地の所有名義人である。また、加藤利彦は、温泉台帳上、別紙物件目録(一)、(三)、(四)、(五)、(六)及び(七)記載の各不動産所在地の温泉採取権者である。

加藤利彦は、室林の株主であり、代表取締役である。

また加藤利彦は、中央農林の実質的な株主である。第三者が株主とされていたがそれは名義借りで、実質的な株主は加藤利彦であると言われている。少なくとも第1陣訴訟に先立つ処分禁止の仮処分決定後、平成22年3月に権限委譲するまでは実質的な株主である。また加藤利彦は、平成22年3月3日までは中央農林の取締役であり、「中央農林の経営の重要な実務担当者」で中央農林は「3月3日までは加藤氏を中心とした体勢で運営してきた」(平成22年7月19日付け分譲地所有者らに対する中央農林の書簡)。

2 中央農林

中央農林は、本件別荘地の管理委託を受けて管理をしてきた会社である。

加藤利彦が実質的な株主であり、加藤利彦の兄加藤清英が代表取締役で、加藤利彦が取締役の会社であった。平成22年3月3日までは加藤利彦を中心とした体勢で運営してきた。仮処分決定のあと、平成22年3月3日岩元隆が代表取締役になり、同年4月22日植松謙二が代表取締役になった。

中央農林は、別紙物件目録(二)の土地の所有名義人であり、温泉台帳上、別紙物件目録(二)記載の不動産所在地の温泉採取権者である。

中央農林は、原告らから「建築時保証金」を徴収し、いまだに全額を返還していない。

また中央農林は、「建築時保証金」を集め、「温泉水道使用基本料」を徴収している。

3 宝林

宝林は、別荘地等の不動産の販売会社である。

宝林は、平成14年、加藤利彦が、株式会社サンみらいを解散させ、入れ代わりに設立した会社であり、加藤利彦が株主で、しかも代表取締役である。宝林は、本件別荘地の販売をするほか、宮城県蔵王町、静岡県浜松市、栃木県宇都宮市、長崎県諫早市、熊本県合志市、同県熊本市、茨城県東茨城郡、福岡県小郡市、長崎県大村市など、全国で分譲地の販売をしている。

宝林は、別紙物件目録（五）の土地の所有名義人である。

第4 本件別荘地と鉱泉地

1 3つのブロック、16地区の分譲地群

本件別荘地は、大分県日田市の天ヶ瀬温泉の南に位置し、平成8年から、加藤利彦が、山林原野を購入し、開発し、造成し、温泉を掘削して、温泉付き別荘地として販売したもので、やや離れた3つのブロックからなる16地区の分譲地群である。

3つのブロックのうち、第1のブロックには、販売順に「香蘭台」「遊覧台」「景泉の田舎」「八景台」「遊湯村」「彩香の森」「天瀬温泉村」「八景桜台」「美山舟石台」「桃ノ木台」「桃の木温泉台」及び「八景舟石台」の地区がある。

第2のブロックには、販売順に「桃李苑」及び「桃李温泉台」の地区がある。

第3のブロックには、「八景苑」及び「香葉台」の地区がある。

2 販売会社

16の地区の売出し順及び販売会社は、以下のとおりである。販売会社は販売終了と同時に、またはその後において、廃業した。現在も残っているのはわずかに宝林だけである。

ア	香蘭台	平成8年4月	有限会社サンケイ地所
イ	遊覧台	平成8年8月	有限会社西部緑地保全
ウ	景泉の田舎	平成9年5月	株式会社東海グリーンコート
エ	八景台	平成9年9月	有限会社泗水ハイランド
オ	遊湯村	平成10年5月	アットライフ株式会社
カ	彩香の森	平成10年9月	三和住宅有限会社
キ	桃李苑	平成11年9月	エアージャパン株式会社
ク	天瀬温泉村	平成11年5月	エアージャパン株式会社
ケ	八景苑	平成12年9月	有限会社サンみらい
コ	八景桜台	平成13年5月	有限会社サンみらい
サ	美山舟石台	平成14年4月	株式会社新日本リゾートプラン
シ	香葉台	平成14年9月	株式会社新日本リゾートプラン
ス	桃ノ木台	平成15年10月	株式会社新日本リゾートプラン
セ	桃の木温泉台	平成16年4月	株式会社宝林
ソ	八景舟石台	平成16年5月	株式会社宝林
タ	桃李温泉台	平成17年5月	株式会社宝林

これらの販売会社は、加藤利彦が名義を借りて委託販売したものであり、エアージャパン、サンみらい、新日本リゾートプラン、宝林については、加藤利彦が実質

的に支配する会社である。

分譲地の売れ残りがある場合は、他の販売会社名で販売した地区についても、別の販売会社が販売することができた。例えば、別紙「売買一覧表」の「地区」欄と「販売会社」欄をみれば、香蘭台の分譲地はサンケイ地所、西部コスモ開発、西部緑地保全で販売され、遊覧台の分譲地は西部緑地保全、サンみらいで販売され、景泉の田舎の分譲地は東海グリーンコート、泗水ハイランドで販売されている。他の会社が売り出している分譲地を別の会社が販売することは異常というべく、加藤利彦が、これらの販売会社の名義を借りて販売をさせていたからこそ、販売会社が代わっても自由に別会社が販売することができたと考えられる。

また、販売員は、別紙「天瀬別荘分譲地販売会社一覧」の売買契約書係員欄記載のとおり、販売地区や販売会社が代わっても同じ人が担当した。加藤利彦が販売員を選び、販売員は、販売のたびごとに、加藤利彦が委託した販売会社の社員を名乗って顧客に販売した。加藤利彦は、販売のたびに現地販売の本部におり、販売の中心にいた。

販売員には、販売成績に応じて、加藤利彦から歩合金が支払われ、歩合のほかにも賞金が支払われた。

販売会社の通帳は、通常、加藤利彦が銀行において作らせ、加藤利彦が管理していた。販売会社には名義借りの金額が支払われた。

加藤利彦が販売会社を使って委託販売し、固定された販売員が実務を担った。

3 販売会社の廃業

販売会社は、別紙「天瀬別荘分譲地販売会社一覧」記載のとおり廃業した。

初めは、法務局から商業登記簿謄本がとれない会社があるがなぜだろうという程度の疑問だったが、自治体に情報公開請求して得られた情報から、以下のように、あぶくのように消えていく販売会社の実態が見えてきた。

有限会社サンケイ地所	平成8年12月26日廃業届
有限会社西部緑地保全	平成9年10月26日廃業届
株式会社東海グリーンコート	平成17年7月20日廃業届 (期間満了による失効)
有限会社泗水ハイランド	平成17年3月24日廃業届 (期間満了による失効)
アットライフ株式会社	平成21年3月24日廃業届 (期間満了による失効)
三和住宅有限会社	平成17年3月廃業届
エアージャパン株式会社	平成14年5月21日廃業届
有限会社サンみらい	平成14年6月14日廃業届
株式会社新日本リゾートプラン	平成21年1月27日廃業届
株式会社宝林	現在営業継続中

これによれば、宝林を除き、全て廃業しており、しかも、販売終了後まもなく廃業した会社もある。実際は廃業していたが、廃業届を出すのを失念して期間満了により後になって廃業とされた会社もある。

「売買契約の瑕疵担保責任は販売会社にある」という主張は、これらの販売会社が次々と廃業をしたことからすれば、責任のがれの主張に過ぎない。

4 別荘地管理委託契約

原告らは、中央農林と管理委託契約を締結し、別紙「不当利得一覧表」の「管理費（年額）」欄記載の年間管理料を支払っている。

原告らは、その他に、本件「建築時保証金」と「温泉水道使用基本料」を支払っている。

5 鉱泉地とタンク室

本件別荘地には、源泉地（鉱泉地）、タンク室建物（未登記）、タンク室敷地、貯留槽（タンク）、加熱装置、加圧装置及び配管設備等がある。

源泉地（鉱泉地）は、地下にボーリング掘削し、掘削穴に電動水中ポンプを設置して温泉を汲み上げている。現在、「香蘭台」の地区に5カ所（別紙物件目録（一）ないし（五））、桃李苑の地区に1カ所（別紙物件目録（六））及び八景苑の地区に1カ所（別紙物件目録（七））の合計7カ所の鉱泉地がある。

各鉱泉地の概要と着手順を古い順に示すと、以下のとおりである。

- ア 日田市天瀬町塚田字川井迫1586番2（物件目録（一））
平成8年3月20日着手（但し温泉の質が悪くなり一時廃止）
平成14年7月25日再着手
- イ 日田市天瀬町塚田字川井迫1588番4（物件目録（二））
平成8年7月25日着手
- ウ 日田市天瀬町塚田字川井迫1588番5（物件目録（三））
平成9年11月20日着手
- エ 日田市天瀬町本城字黒岩645番2（物件目録（六））
平成11年9月10日着手
- オ 日田市天瀬町五馬市字木小倉3095番4（物件目録（四））
平成11年12月25日着手
- カ 日田市天瀬町五馬市字山ノ下1987番1（物件目録（七））
平成13年6月26日着手
- キ 日田市天瀬町五馬市字桃ノ木2938番4（物件目録（五））
平成16年7月30日着手

温泉台帳で、源泉地（鉱泉地）について、温泉採取権者として記載されている者は次のとおりである。カッコ内は元温泉採取権者である。オの物件目録（五）については土地所有者が室林、温泉採取権者が加藤利彦になっている。また、アの物件目録（一）については土地所有者が登記簿では加藤利彦、温泉台帳では株式会社サンみらいのままになっている。あとは土地所有者と温泉採取権者が一致している。

- ア 日田市天瀬町塚田字川井迫1586番2（物件目録（一））
加藤利彦
- イ 日田市天瀬町塚田字川井迫1588番4（物件目録（二））
中央農林
- ウ 日田市天瀬町塚田字川井迫1588番5（物件目録（三））
加藤利彦（太田博実）
- エ 日田市天瀬町五馬市字木小倉3095番4（物件目録（四））

- 加藤利彦（太田博実）
- オ 日田市天瀬町五馬市字桃ノ木2938番4（物件目録（五））
加藤利彦
- カ 日田市天瀬町本城字黒岩645番2（物件目録（六））
加藤利彦（太田博実）
- キ 日田市天瀬町五馬市字山ノ下1987番1（物件目録（七））
加藤利彦（目黒光一）

6 原告らの分譲地と各源泉地（鉱泉地）及び温泉採取権との関係

本件温泉は、源泉地（鉱泉地）から動力装置（水中ポンプ）で揚湯管を通して汲み上げた温泉をタンク室の配湯槽及び貯湯槽（タンク）に集め、高地の分譲地には加圧し、配湯管によって各分譲地に供給する仕組みである。

原告らは、別紙「源泉地一覧表」の「源泉地」欄記載の各源泉地の温泉を利用している。同じ地区内で複数の「源泉地」及び「タンク室」があるところでは、各「源泉地」間、及び各「タンク室」相互間において連結され、相互に利用されている。

7 タンク室と源泉地（鉱泉地）

加藤利彦は、販売会社に販売を委託し、タンク室については、別紙「源泉地一覧表」のタンク室欄記載のとおり、加藤利彦、中央農林、太田博実、岩元隆、安田吉一、新日本リゾートプラン、加藤清綱が元の所有者で、共有登記が経由されている。これらの人や会社は、全部、加藤利彦のファミリーである。

そして、加藤利彦は、タンク室に共有登記をさせたが、源泉地（鉱泉地）については、いまだに共有登記をしていない。

原告らは、源泉地（鉱泉地）について共有登記をしていると誤信していたが、共有登記をされていないことが判明し、加藤利彦は、平成21年2月、鉱泉地を第三者に譲渡等の処分をしない旨の「念書」を作成して、原告らの代表者に交付した。代表者から原告らに配布された。

しかし、それでは物権的な効力はないので、第1陣訴訟の原告らは、平成22年1月5日、御庁から処分禁止仮処分決定を得て執行した。

物 件 の 表 示

- (一) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1 5 8 6 番 2
地目 山林
地積 5 3 3 平方メートル
- (二) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1 5 8 8 番 4
地目 山林
地積 8 7 平方メートル
- (三) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1 5 8 8 番 5
地目 山林
地積 1 5 4 平方メートル
- (四) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字木小倉
地番 3 0 9 5 番 4
地目 鉾泉地
地積 4 . 7 7 平方メートル
- (五) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字桃ノ木
地番 2 9 3 8 番 4
地目 山林
地積 2 5 5 平方メートル
- (六) 所在 大分県日田市天瀬町本城字黒岩
地番 6 4 5 番 2
地目 山林
地積 2 7 6 平方メートル
- (七) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字山ノ下
地番 1 9 8 7 番 1
地目 山林
地積 2 4 7 4 平方メートル

当事者目録

原告

番号

郵便番号

- | | | |
|----|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 〒877-0111 | 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 関口 トモミ |
| 2 | 〒811-4343 | 福岡県遠賀郡遠賀町田園 [REDACTED]
原告 徳田 克彰 |
| 3 | 〒845-0022 | 佐賀県小城市三日月町 [REDACTED]
原告 村岡 辰弥 |
| 4 | 〒822-0002 | 福岡県直方市大字頓野 [REDACTED]
原告 松葉 ミツ子 |
| 5 | 〒811-2125 | 福岡県粕屋郡宇美町宇美東 [REDACTED]
原告 古澤 孝道 |
| 6 | 〒811-4343 | 福岡県遠賀郡遠賀町 [REDACTED]
原告 福山 修司 |
| 7 | 〒846-0003 | 佐賀県多久市北多久町 [REDACTED]
原告 古賀 政彦 |
| 8 | 〒814-0163 | 福岡県福岡市早良区千隈 [REDACTED]
原告 橋本 喜久雄 |
| 9 | 〒870-0128 | 大分県大分市大字森 [REDACTED]
原告 黒石 勝喜 |
| 10 | 〒877-0111 | 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 安次富 マサ子 |
| 11 | 〒830-0032 | 福岡県久留米市東町 [REDACTED]
原告 永松 美鈴 |
| 12 | 〒877-0111 | 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 河津 嘉浩 |
| 13 | 〒813-0044 | 福岡県福岡市東区千早 [REDACTED]
原告 上鶴 芳久 |
| 14 | 〒849-0313 | 佐賀県小城市芦刈町 [REDACTED]
原告 山崎 鐵重 |
| 15 | 〒815-0071 | 福岡県福岡市南区平和 [REDACTED]
原告 松浪 剛喜 |
| 16 | 〒803-0861 | 福岡県北九州市小倉北区篠崎 [REDACTED]
原告 藤本 健二 |
| 17 | 〒803-0272 | 福岡県北九州市小倉南区長行西 [REDACTED]
原告 梅山 始 |

- 18 〒807-1142 福岡県北九州市八幡西区楠橋東 [REDACTED]
原告 川崎悦子
- 19 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通 [REDACTED]
原告 浦口典子
- 20 〒807-0825 福岡県北九州市八幡西区折尾 [REDACTED]
原告 岡本仁
- 21 〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間 [REDACTED]
原告 久良木敦
- 22 〒877-0017 大分県日田市三本松新町 [REDACTED]
原告 岡部博昭
- 23 〒839-1405 福岡県うきは市浮羽町 [REDACTED]
原告 中満しのぶ
- 24 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南 [REDACTED]
原告 濱地和幸
- 25 〒820-0606 福岡県嘉穂郡桂川町 [REDACTED]
原告 野見山玲子
- 26 〒824-0602 福岡県田川郡添田町 [REDACTED]
原告 大田原隆
- 27 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 明永義和
- 28 〒870-0954 大分市下郡中央 [REDACTED]
原告 田島正行
- 29 〒807-0054 福岡県遠賀郡水巻町二東 [REDACTED]
原告 金丸壽彦
- 30 〒807-0828 福岡県北九州市八幡西区友田 [REDACTED]
原告 船津隆
- 31 〒811-1221 福岡県筑紫郡那珂川町 [REDACTED]
原告 井手口賢治
- 32 〒800-0224 福岡県北九州市小倉南区東貫 [REDACTED]
原告 内山日出之
- 33 〒812-0877 福岡県福岡市博多区元町 [REDACTED]
原告 福澤義博
- 34 〒838-0031 福岡県朝倉市屋永 [REDACTED]
原告 平山芳子
- 35 〒811-2401 福岡県糟屋郡篠栗町 [REDACTED]
原告 坂本美枝子
- 36 〒807-0829 福岡県北九州市八幡西区星和町 [REDACTED]
原告 白谷昌子

- 37 〒811-2502 福岡県粕屋郡久山町 [REDACTED]
原告 井川 昭
- 38 〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 [REDACTED]
原告 宗兼 浩
- 39 〒803-0855 福岡県北九州市小倉北区堅林町 [REDACTED]
原告 中川 慶三郎
- 40 〒811-2113 福岡県糟屋郡須恵町 [REDACTED]
原告 伊東 悦子
- 41 〒840-0535 佐賀市富士町 [REDACTED]
原告 嘉村 和彦
- 42 〒816-0931 福岡県大野城市筒井 [REDACTED]
原告 植木 敏行
- 43 〒839-0837 福岡県久留米市草野町 [REDACTED]
原告 小屋松 利勝
- 44 〒870-0013 大分県大分市浜町 [REDACTED]
原告 是永 啓子
- 45 〒820-0021 福岡県飯塚市潤野 [REDACTED]
原告 上田 一夫
- 46 〒840-1101 佐賀県三養基郡みやき町 [REDACTED]
原告 井樋 直人
- 47 〒814-0033 福岡県福岡市早良区有田 [REDACTED]
原告 高田 和久
- 48 〒879-7100 大分県豊後大野市大野町 [REDACTED]
原告 佐藤 哲生
- 49 〒820-0602 福岡県嘉穂郡桂川町 [REDACTED]
原告 徳永 久子
- 50 〒870-0821 大分県大分市志手 [REDACTED]
原告 佐藤 紀江
- 51 〒811-4227 福岡県遠賀郡岡垣町高陽台 [REDACTED]
原告 柿元 武夫
- 52 〒816-0802 福岡県春日市春日原北町 [REDACTED]
原告 山内 憲治
- 53 〒830-0077 福岡県久留米市大善寺町 [REDACTED]
原告 松尾 貢
- 54 〒801-0882 福岡県北九州市門司区清見 [REDACTED]
原告 武末 三男
- 55 〒849-0124 佐賀県三養基郡上峰町 [REDACTED]
原告 濱田 勉

- 56 〒840-1105 佐賀県三養基郡みやき町 [REDACTED]
原告 吉村 日好
- 57 〒830-0223 福岡県久留米市城島町 [REDACTED]
原告 吉村 治美
- 58 〒879-7104 大分県豊後大野市三重町 [REDACTED]
原告 釘宮 修
- 59 〒807-0871 福岡県北九州市八幡西区浅川学園台 [REDACTED]
原告 長谷 明美
- 60 〒807-0852 福岡県北九州市八幡西区永犬丸西町 [REDACTED]
原告 村上 芳幸
- 61 〒820-0021 福岡県飯塚市潤野 [REDACTED]
原告 田中 美知男
- 62 〒838-1303 福岡県朝倉市比良松 [REDACTED]
原告 大石 イツ子
- 63 〒839-1203 福岡県久留米市田主丸町 [REDACTED]
原告 生野 透
- 64 〒815-0037 福岡県福岡市南区玉川町 [REDACTED]
原告 吉海 達典
- 65 〒849-3131 佐賀県唐津市巖木町 [REDACTED]
原告 藤田 忠臣
- 66 〒803-0816 福岡県北九州市小倉北区金田 [REDACTED]
原告 三巴 和子
- 67 〒818-0124 福岡県太宰府市梅香苑 [REDACTED]
原告 高村 武美
- 68 〒818-0122 福岡県太宰府市高雄 [REDACTED]
原告 杉森 ツルヨ
- 69 〒870-1147 大分県大分市ふじが丘西区 [REDACTED]
原告 工藤 昭
- 70 〒847-0071 佐賀県唐津市和多田海士町 [REDACTED]
原告 宮地 昭博
- 71 〒819-0052 福岡県福岡市西区下山門 [REDACTED]
原告 里見 敏彦
- 72 〒811-2416 福岡県粕屋郡篠栗町 [REDACTED]
原告 城戸 輝己
- 73 〒816-0903 福岡県大野城市乙金台 [REDACTED]
原告 原野 康博
- 74 〒815-0033 福岡県福岡市南区大橋 [REDACTED]
原告 生田 一夫

- 75 〒845-0021 佐賀県小城市三日月町長神田 [REDACTED]
原告 西 武 人
- 76 〒811-1201 福岡県筑紫郡那珂川町片縄 [REDACTED]
原告 今 村 秀 基
- 77 〒839-0841 福岡県久留米市御井旗崎 [REDACTED]
原告 谷 村 修 三
- 78 〒802-0064 福岡県北九州市小倉北区片野 [REDACTED]
原告 富 松 幸 子
- 79 〒814-0165 福岡県福岡市早良区次郎丸 [REDACTED]
原告 杉 岡 勇
- 80 〒849-0917 佐賀県佐賀市高木瀬町 [REDACTED]
原告 千 住 芳 則
- 81 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 武 内 勝 美
- 82 〒822-0002 福岡県直方市大字頓野 [REDACTED]
原告 白 石 慎 二
- 83 〒819-0161 福岡県福岡市西区今宿東 [REDACTED]
原告 坂 本 豊
- 84 〒859-4504 長崎県松浦市志佐町 [REDACTED]
原告 岸 川 孝 雄
- 85 〒846-0012 佐賀県多久市東多久町 [REDACTED]
原告 金ヶ江 亮 子
- 86 〒813-0043 福岡県福岡市東区名島 [REDACTED]
原告 林 正 夫
- 87 〒847-0022 佐賀県唐津市鏡 [REDACTED]
原告 田 中 勝 幸
- 88 〒820-0067 福岡県飯塚市川津 [REDACTED]
原告 永 田 芳 信
- 89 〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 [REDACTED]
原告 松 本 茂
- 90 〒838-0106 福岡県小郡市三沢 [REDACTED]
原告 入 江 久 美 子
- 91 〒819-0381 福岡県福岡市西区泉 [REDACTED]
原告 初 道 孝 雄
- 92 〒803-0834 福岡県北九州市小倉北区都 [REDACTED]
原告 山 崎 和 博
- 93 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 林 田 正 幸

- 94 〒841-0075 佐賀県鳥栖市立石町 [REDACTED]
原告 池本 正 敏
- 95 〒811-1253 福岡県筑紫郡那珂川町仲 [REDACTED]
原告 近藤 昭
- 96 〒808-0131 福岡県北九州市若松区塩屋 [REDACTED]
原告 松井 吉 生
- 97 〒803-0181 福岡県北九州市小倉南区呼野 [REDACTED]
原告 高橋 逸 雄
- 98 〒812-0017 福岡県福岡市博多区美野島 [REDACTED]
原告 石津 勝 也
- 99 〒814-0121 福岡県福岡市城南区神松寺 [REDACTED]
原告 大穂 正
- 100 〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 [REDACTED]
原告 米村 節 生
- 101 〒807-0851 福岡県北九州市八幡西区永犬丸 [REDACTED]
原告 森山 幸 一
- 102 〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施 [REDACTED]
原告 野方 重 夫
- 103 〒815-0033 福岡県福岡市南区大橋 [REDACTED]
原告 笠村 正 明
- 104 〒807-0112 福岡県遠賀郡芦屋町正門町 [REDACTED]
原告 高村 文 子
- 105 〒811-0114 福岡県粕屋郡新宮町湊坂 [REDACTED]
原告 松下 浩 之
- 106 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 原田 潔
- 107 〒874-0002 大分県別府市関の江新町 [REDACTED]
原告 小石川 信 一
- 108 〒840-0202 佐賀県佐賀市大和町 [REDACTED]
原告 徳島 均
- 109 〒811-2310 福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦 [REDACTED]
原告 山本 緯 子
- 110 〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 [REDACTED]
原告 中尾 康 行
- 111 〒847-0084 佐賀県唐津市和多田西山 [REDACTED]
原告 吉田 幸 彦
- 112 〒804-0054 福岡県北九州市戸畑区牧山新町 [REDACTED]
原告 矢代 征 三

- 113 〒811-1346 福岡県福岡市南区老司 [REDACTED]
原告 松藤 賢聖
- 114 〒870-0945 大分県大分市大字津守 [REDACTED]
原告 佐藤 雅浩
- 115 〒807-0071 福岡県北九州市八幡西区上ノ原 [REDACTED]
原告 荻田 美千世
- 116 〒841-0031 佐賀県鳥栖市鎗田町 [REDACTED]
原告 中山 充孝
- 117 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 高橋 清人
- 118 〒819-0044 福岡県福岡市西区生松台 [REDACTED]
原告 太田 明美
- 119 〒816-0921 福岡県大野城市仲畑 [REDACTED]
原告 中村 慎一
- 120 〒841-0018 佐賀県鳥栖市田代本町 [REDACTED]
原告 古賀 照義
- 121 〒849-0112 佐賀県三養基郡みやき町 [REDACTED]
原告 大曲 政信
- 122 〒811-2246 福岡県糟屋郡志免町片峰中央 [REDACTED]
原告 結城 照子
- 123 〒816-0981 福岡県大野城市若草 [REDACTED]
原告 島田 和幸
- 124 〒811-2122 福岡県糟屋郡宇美町明神坂 [REDACTED]
原告 幸美 佐子
- 125 〒849-2122 佐賀県三養基郡上峰町 [REDACTED]
原告 江頭 一郎
- 126 〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人 [REDACTED]
原告 小林 政子
- 127 〒805-0001 福岡県北九州市八幡東区荒手 [REDACTED]
原告 豊見本 長栄
- 128 〒841-0201 佐賀県三養基郡基山町 [REDACTED]
原告 嶋崎 守
- 129 〒811-3219 福岡県福津市西福岡 [REDACTED]
原告 井原 康喜
- 130 〒805-0034 福岡県北九州市八幡東区清田 [REDACTED]
原告 近田 孝之
- 131 〒877-0112 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 岩村 千佳子

- 132 〒870-0161 大分県大分市明野東 [REDACTED]
原告 五 島 光 廣
- 133 〒803-0275 福岡県北九州市小倉南区高野 [REDACTED]
原告 仲 野 江 利 美
- 134 〒841-0062 佐賀県鳥栖市幸津町 [REDACTED]
原告 渡 邊 サ ワ 子
- 135 〒830-1101 福岡県久留米市北野町中川 [REDACTED]
原告 宮 原 弘 子
- 136 〒838-0024 福岡県朝倉市牛鶴 [REDACTED]
原告 北 原 勝
- 137 〒811-4334 福岡県遠賀郡遠賀町蓮角 [REDACTED]
原告 今 村 龍 雄
- 138 〒840-0922 佐賀県佐賀市天祐 [REDACTED]
原告 森 山 早 苗
- 139 〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘 [REDACTED]
原告 花 田 昭 彦
- 140 〒830-0112 久留米市三潞町 [REDACTED]
原告 西 田 泰 治
- 141 〒822-0133 福岡県宮若市脇田 [REDACTED]
原告 和 氣 輝 和
- 142 〒807-0825 福岡県北九州市八幡西区折尾 [REDACTED]
原告 福 島 研 勇
- 143 〒803-0823 福岡県北九州市小倉北区菜園場 [REDACTED]
原告 末 吉 幸 雄
- 144 〒877-0112 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 岡 本 文 子
- 145 〒819-0165 福岡県福岡市西区今津 [REDACTED]
原告 木 下 久 美 子
- 146 〒811-1255 福岡県筑紫郡那珂川町恵子 [REDACTED]
原告 田 源 市
- 147 〒807-0835 福岡県北九州市八幡西区東折尾町 [REDACTED]
原告 吉 井 昭 弘
- 148 〒811-0204 福岡県福岡市東区奈多 [REDACTED]
原告 濱 崎 哲 也
- 149 〒811-3406 福岡県宗像市稲元 [REDACTED]
原告 古 賀 啓 子
- 150 〒849-0934 佐賀県佐賀市開成 [REDACTED]
原告 鈴 木 守 夫

- 151 〒816-0931 福岡県大野城市筒井 [REDACTED]
原告 中島 明子
- 152 〒877-0081 大分県日田市清岸寺町 [REDACTED]
原告 中山 智章
- 153 〒877-0038 大分県日田市下井手町 [REDACTED]
原告 矢野 好子
- 154 〒807-1312 福岡県鞍手郡鞍手町 [REDACTED]
原告 梶木 正義
- 155 〒818-0034 福岡県筑紫野市美しが丘南 [REDACTED]
原告 仲 則 保
- 156 〒812-0002 福岡県福岡市博多区空港前 [REDACTED]
原告 常岡 勇治
- 157 〒814-0133 福岡県福岡市城南区七隈 [REDACTED]
原告 野寄 剋彦
- 158 〒811-4183 福岡県宗像市土穴 [REDACTED]
原告 下田 省二郎
- 159 〒811-2413 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲 [REDACTED]
原告 吉田 勉
- 160 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 鮫島 久美子
- 161 〒811-2113 福岡県糟屋郡須恵町 [REDACTED]
原告 堀脇 正憲
- 162 〒816-0905 福岡県大野城市川久保 [REDACTED]
原告 白壁 和子
- 163 〒800-0207 福岡県北九州市小倉南区沼緑町 [REDACTED]
原告 宇佐美 洋子
- 164 〒835-0024 福岡県みやま市瀬高町下庄 [REDACTED]
原告 高田 久子
- 165 〒811-3223 福岡県福津市光陽台 [REDACTED]
原告 荒木 浩
- 166 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 黒岩 啓治
- 167 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 重松 正義
- 168 〒841-0013 佐賀県鳥栖市田代新町 [REDACTED]
原告 西 依 廣
- 169 〒841-0203 佐賀県三養基郡基山町 [REDACTED]
原告 村山 嘉直

- 170 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 井 関 かおり
- 171 〒816-0831 福岡県春日市大谷 [REDACTED]
原告 小 城 紘 子
- 172 〒819-0041 福岡県福岡市西区拾六町 [REDACTED]
原告 眞 鍋 悦 子
- 173 〒811-3121 福岡県古賀市筵内 [REDACTED]
原告 原 佳 宏
- 174 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 城 山 一 雄
- 175 〒811-1203 福岡県筑紫郡那珂川町片縄北 [REDACTED]
原告 濱 田 照・代
- 176 〒816-0831 福岡県春日市大谷 [REDACTED]
原告 今 里 鏝 里 子
- 177 〒802-0972 福岡県北九州市小倉南区守恒 [REDACTED]
原告 有限会社ワイ・エヌカンパニー
代表者代表取締役 延 吉 洋 子
- 178 〒870-0116 大分県大分市常行 [REDACTED]
原告 佐 藤 孝 雄
- 179 〒841-0063 佐賀県鳥栖市下野町 [REDACTED]
原告 中 島 毅
- 180 〒800-0114 福岡県北九州市門司区吉志 [REDACTED]
原告 鳥 巢 洋 子
- 181 〒831-0005 福岡県大川市大字向島 [REDACTED]
原告 江 島 健 一 郎
- 182 〒818-0034 福岡県筑紫野市美しが丘南 [REDACTED]
原告 桑 野 雅 充
- 183 〒803-0842 福岡県北九州市小倉北区泉台 [REDACTED]
原告 株 式 会 社 博 有
代表者代表取締役 波 多 野 正 道
- 184 〒819-0013 福岡県福岡市西区愛宕浜 [REDACTED]
原告 遠 矢 勝 之
- 185 〒838-0103 福岡県小郡市三国が丘 [REDACTED]
原告 田 村 浩 敏
- 186 〒818-0014 福岡県筑紫野市牛島 [REDACTED]
原告 安 田 典 子
- 187 〒814-0015 福岡県福岡市早良区室見 [REDACTED]
原告 藤 山 博 美

- 188 ㊦820-0014 福岡県飯塚市鶴三緒 [REDACTED]
原告 入江 富男
- 189 ㊦814-0153 福岡県福岡市城南区樋井川 [REDACTED]
原告 佐藤 美美子
- 190 ㊦838-0141 福岡県小郡市小郡 [REDACTED]
原告 武内 治子
- 191 ㊦806-0039 福岡県北九州市八幡西区西王子町 [REDACTED]
原告 原 美和子
- 192 ㊦808-0146 福岡県北九州市若松区高須西 [REDACTED]
原告 林田 良弘
- 193 ㊦870-0804 大分市御幸町 [REDACTED]
原告 工藤 栄治
- 194 ㊦856-0836 長崎県大村市幸町 [REDACTED]
原告 堀田 幸子
- 195 ㊦846-0031 佐賀県多久市多久町 [REDACTED]
原告 大崎 淳子
- 196 ㊦807-0072 北九州市八幡西区上上津役 [REDACTED]
原告 相原 直文
- 197 ㊦841-0073 佐賀県鳥栖市江島町 [REDACTED]
原告 古澤 西吉
- 198 ㊦811-3223 福岡県福津市光陽台 [REDACTED]
原告 伊藤 富通
- 199 ㊦842-0052 佐賀県神埼市千代田町 [REDACTED]
原告 中野 進
- 200 ㊦839-0852 福岡県久留米市高良内町 [REDACTED]
原告 佐々木 峰子
- 201 ㊦820-0076 福岡県飯塚市太郎丸 [REDACTED]
原告 田中 裕子
- 202 ㊦877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 峰原 庸司
- 203 ㊦839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬 [REDACTED]
原告 梶原 千里
- 204 ㊦811-2207 福岡県粕屋郡志免町南里 [REDACTED]
原告 三島 通章
- 205 ㊦852-8015 長崎県長崎市春木町 [REDACTED]
原告 松永 勝美
- 206 ㊦800-0204 福岡県北九州市小倉南区中吉田 [REDACTED]
原告 山本 節雄

- 207 〒486-0833 愛知県春日井市上条町 [REDACTED]
原 告 濱 田 輝 彦
- 208 〒811-3117 福岡県古賀市今の庄 [REDACTED]
原 告 篠 崎 正 信
- 209 〒807-0001 福岡県遠賀郡水巻町猪熊 [REDACTED]
原 告 家 永 幸 恵
- 210 〒811-4156 福岡県宗像市自由ヶ丘南 [REDACTED]
原 告 石 丸 島 根
- 211 〒840-0857 佐賀県佐賀市鍋島町 [REDACTED]
原 告 市 原 博 文
- 212 〒800-0237 福岡県北九州市小倉南区中貫 [REDACTED]
原 告 河 野 マ サ エ
- 213 〒811-0214 福岡県福岡市東区和白東 [REDACTED]
原 告 佐 々 木 實
- 214 〒811-3114 福岡県古賀市舞の里 [REDACTED]
原 告 田 中 睦 郎
- 215 〒877-0111 大分県日田市天瀬町五馬市 [REDACTED]
原 告 堤 幸 子
- 216 〒803-0827 福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘 [REDACTED]
原 告 田 中 隆 博
- 217 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原 告 淵 上 久 人
- 218 〒839-0823 福岡県久留米市善導寺町与田 [REDACTED]
原 告 吉 田 明 子
- 219 〒802-0981 福岡県北九州市小倉南区企救丘 [REDACTED]
原 告 帯 刀 卓 見
- 220 〒807-1261 福岡県北九州市八幡西区小屋瀬 [REDACTED]
原 告 世 戸 怜 祐
- 221 〒849-1114 佐賀県杵島郡白石町馬洗 [REDACTED]
原 告 土 井 俊 勝
- 222 〒813-0021 福岡県福岡市東区みどりヶ丘 [REDACTED]
原 告 梅 津 勝 利
- 223 〒800-0344 福岡県京都郡苅田町新津 [REDACTED]
原 告 緒 方 秀 生
- 224 〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 [REDACTED]
原 告 山 藤 忠 重
- 225 〒807-1312 福岡県鞍手郡鞍手町 [REDACTED]
原 告 高 見 か ず 子

- 226 〒808-0134 福岡県北九州市若松区乙丸 [REDACTED]
原告 大場 悟
- 227 〒818-0067 福岡県筑紫野市裕明院 [REDACTED]
原告 岡本 尚子
- 228 〒811-2412 福岡県粕屋郡篠栗町乙犬 [REDACTED]
原告 江下 正明
- 229 〒813-0042 福岡県福岡市東区舞松原 [REDACTED]
原告 近藤 昇
- 230 〒804-0032 福岡県北九州市戸畑区西大谷 [REDACTED]
原告 狩俣 哲郎
- 231 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 織方 保武
- 232 〒800-0063 福岡県北九州市門司区大里本町 [REDACTED]
原告 力丸 晃
- 233 〒803-0274 北九州市小倉南区長尾 [REDACTED]
原告 河瀬 登美子
- 234 〒841-0018 佐賀県鳥栖市田代本町 [REDACTED]
原告 白水 美鶴
- 235 〒811-4323 福岡県遠賀郡遠賀町若葉台 [REDACTED]
原告 大喜多 照美
- 236 〒858-0907 長崎県佐世保市棚方町 [REDACTED]
原告 木寺 文男
- 237 〒814-0004 福岡県福岡市早良区曙 [REDACTED]
原告 河田 憲秀
- 238 〒800-0036 福岡県北九州市門司区柳原町 [REDACTED]
原告 飯田 卯一朗
- 239 〒814-0022 福岡県福岡市早良区原 [REDACTED]
原告 簇生 勝介
- 240 〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町 [REDACTED]
原告 近藤 正裕
- 241 〒811-4143 福岡県宗像市三郎丸 [REDACTED]
原告 有森 義則
- 242 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
原告 村田 重勝
- 243 〒840-0055 佐賀県佐賀市材木 [REDACTED]
原告 光瀬 栄子
- 244 〒814-0163 福岡県福岡市早良区干隈 [REDACTED]
原告 羽田 英貴

245 〒800-0256 福岡県北九州市小倉南区湯川新町 [REDACTED]
原 告 大 田 悦 子

246 〒816-0963 福岡県大野城市宮野台 [REDACTED]
原 告 渡 邊 成 昭

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目7番11号 齊藤ビル3階
(送達先) あおぞら法律事務所
電 話 092-721-1425
FAX 092-721-1498
原告ら代理人 弁護士 前 田 豊

〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 [REDACTED]
(送達先) 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
被 告 加 藤 利 彦

〒877-0113 大分県日田市天瀬町塚田1589番地の1
被 告 株 式 会 社 中 央 農 林
代表者代表取締役 植 松 謙 二

〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目2番34号
被 告 株 式 会 社 宝 林
代表者代表取締役 加 藤 利 彦

共有登記及び温泉採取権共有目録 1

原告番号	原告	年月日	持分	源泉地				
				(一)・(三)・(四)	(二)	(五)	(六)	(七)
1	関口 トモミ	平成17年9月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
2	徳田 克彰	平成8年4月28日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
3	村岡 辰弥	平成8年4月29日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
4	松葉 ミツ子	平成8年5月3日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
5	古澤 孝道	平成8年5月4日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
6	福山 修司	平成8年5月5日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
7	古賀 政彦	平成8年5月5日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
8	橋本 喜久雄	平成8年5月6日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
9	黒石 勝喜	平成8年5月11日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
10	安次富 マサ子	平成8年5月11日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
11	永松 美鈴	平成8年5月11日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
12	河津 嘉浩	平成8年5月11日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
13	上鶴 芳久	平成8年5月12日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
14	山崎 鐵重	平成8年5月13日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
15	松浪 剛喜	平成8年5月14日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
16	藤本 健二	平成8年5月19日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
17	梅山 始	平成8年5月21日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
18	川崎 悦子	平成8年7月11日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
19	浦口 典子	平成8年9月16日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
20	岡本 仁	平成8年9月22日	10152分の50	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
21	久良木 敦	平成8年9月22日	16576分の10	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
22	岡部 博昭	平成8年4月29日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
23	中満 しのぶ	平成8年5月6日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
24	濱地 和幸	平成9年5月20日	10152分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
25	野見山 玲子	平成8年8月22日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
26	大田原 隆	平成8年8月11日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
27	明永 義和	平成8年8月13日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
28	田島 正行	平成8年8月17日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
29	金丸 壽彦	平成8年8月18日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
30	船津 隆	平成8年8月19日	16576分の50	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
31	井手口 賢治	平成8年8月24日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
32	内山 日出之	平成8年9月14日	16576分の50	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
33	福澤 義博	平成8年9月15日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
34	平山 芳子	平成8年9月15日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
35	坂本 美枝子	平成8年9月17日	16576分の50	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
36	白谷 昌子	平成8年9月17日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
37	井川 昭	平成9年9月15日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
38	宗兼 浩	平成9年10月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
39	中川 慶三郎	平成9年10月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
40	伊東 悦子	平成8年8月13日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
41	嘉村 和彦	平成8年8月19日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
42	植木 敏行	平成8年8月24日	16576分の100	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
43	小屋松 利勝	平成9年5月1日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
44	是永 啓子	平成9年5月1日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
45	上田 一夫	平成9年5月1日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
46	井樋 直人	平成9年5月1日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
47	高田 和久	平成9年5月6日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
48	佐藤 哲生	平成9年5月7日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
49	徳永 久子	平成9年5月11日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
50	佐藤 紀江	平成9年5月11日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
51	柿元 武夫	平成9年5月11日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
52	山内 憲治	平成9年5月11日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
53	松尾 貢	平成9年5月12日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		

54	武末 三男	平成9年5月13日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
55	濱田 勉	平成9年5月13日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
56	吉村 日好	平成9年5月13日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
57	吉村 治美	平成9年5月13日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
58	釘宮 修	平成9年10月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
59	長谷 明美	平成9年5月11日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
60	村上 芳幸	平成9年9月23日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
61	田中 美知男	平成9年9月13日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
62	大石 イツ子	平成9年9月13日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
63	生野 透	平成9年9月15日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
64	吉海 達典	平成9年9月15日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
65	藤田 忠臣	平成9年9月15日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
66	三巴 和子	平成9年9月20日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
67	高村 武美	平成9年9月21日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
68	杉森 ツルヨ	平成9年9月21日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
69	工藤 昭	平成9年9月22日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
70	宮地 昭博	平成9年9月23日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
71	里見 敏彦	平成9年9月23日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
72	城戸 輝己	平成9年9月24日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
73	原野 康博	平成9年9月28日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
74	生田 一夫	平成9年10月10日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
75	西 武人	平成9年10月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
76	今村 秀基	平成9年10月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
77	谷村 修三	平成13年9月15日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
78	富松 幸子	平成9年9月23日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
79	杉岡 勇	平成10年6月4日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
80	千住 芳則	平成9年10月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
81	武内 勝美	平成10年5月6日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
82	白石 慎二	平成10年5月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
83	坂本 豊	平成10年5月12日	400分の2	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
84	岸川 孝雄	平成10年5月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
85	金ヶ江 亮子	平成10年5月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
86	林 正夫	平成10年5月18日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
87	田中 勝幸	平成10年5月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
88	永田 芳信	平成10年5月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
89	松本 茂	平成10年5月26日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
90	入江 久美子	平成10年5月28日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
91	初道 孝雄	平成10年5月29日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
92	山崎 和博	平成10年7月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
93	林田 正幸	平成10年10月18日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
94	池本 正敏	平成10年10月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
95	近藤 昭	平成10年10月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
96	松井 吉生	平成10年10月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
97	高橋 逸雄	平成10年10月20日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
98	石津 勝也	平成10年11月25日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
99	大穂 正	平成11年5月5日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
100	米村 節生	平成11年5月8日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
101	森山 幸一	平成10年5月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
102	野方 重夫	平成10年5月26日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
103	笠村 正明	平成11年5月8日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
104	高村 文子	平成10年9月21日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
105	松下 浩之	平成10年9月12日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
106	原田 潔	平成10年9月19日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
107	小石川 信一	平成10年9月20日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
108	徳島 均	平成10年9月22日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
109	山本 緯子	平成10年9月22日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
110	中尾 康行	平成10年9月22日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		

111	吉田 幸彦	平成10年9月22日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
112	矢代 征三	平成10年9月24日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
113	松藤 賢聖	平成10年9月27日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
114	佐藤 雅浩	平成11年5月1日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
115	萩田 美千世	平成11年5月2日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
116	中山 充孝	平成11年5月8日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
117	高橋 清人	平成11年5月8日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
118	太田 明美	平成11年5月8日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
119	中村 慎一	平成11年5月9日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
120	古賀 照義	平成12年6月10日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
121	大曲 政信	平成13年5月4日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
122	結城 照子	平成13年11月4日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
123	島田 和幸	平成14年5月5日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
124	幸 美佐子	平成14年4月29日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
154	梶木 正義	平成11年8月21日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
155	仲 則保	平成11年5月16日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
156	常岡 勇治	平成11年10月12日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
157	野寄 剋彦	平成12年9月24日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
158	下田 省二郎	平成12年11月23日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
159	吉田 勉	平成11年8月20日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
183	榎博有 代表取締役 波多野正道	平成13年9月16日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
184	遠矢 勝之	平成13年5月5日	200分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
185	田村 浩敏	平成13年9月16日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
186	安田 典子	平成13年9月23日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
187	藤山 博美	平成13年10月8日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
188	入江 富男	平成13年10月14日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
189	佐藤 芙美子	平成13年11月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
190	武内 治子	平成13年12月1日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
191	原 美和子	平成14年2月12日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
192	林田 良弘	平成14年3月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
193	工藤 栄治	平成14年5月4日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
194	堀田 幸子	平成14年5月13日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
195	大崎 淳子	平成14年4月29日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
196	相原 直文	平成14年4月29日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
197	古澤 酉吉	平成14年5月4日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
198	伊藤 富通	平成14年5月5日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
199	中野 進	平成14年5月6日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
200	佐々木 峰子	平成17年9月18日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
220	世戸 怜祐	平成15年10月28日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
221	土井 俊勝	平成15年10月13日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
222	栢津 勝利	平成15年11月2日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
223	緒方 秀生	平成15年11月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
224	山藤 忠重	平成15年11月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
225	高見 かず子	平成15年11月22日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
226	大場 悟	平成16年5月9日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
227	岡本 尚子	平成16年5月15日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
228	江下 正明	平成16年4月29日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
229	近藤 昇	平成16年4月30日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
230	狩俣 哲郎	平成16年5月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
231	織方 保武	平成16年5月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
232	力丸 晃	平成16年5月8日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
233	河瀬 登美子	平成16年9月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
234	白水 美鶴	平成16年5月10日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
235	大喜多 照美	平成16年10月15日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
236	木寺 文秀	平成17年5月3日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
237	河田 志秀	平成17年7月11日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		

238	飯田 卯一朗	平成17年9月26日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
239	籾生 勝介	平成17年10月1日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		
240	近藤 正裕	平成19年8月19日	400分の1	(一)・(三)・(四)	(二)	(五)		

共有登記及び温泉採取権共有目録 2

原告番号	原告	年月日	持分	源泉地				
				(一)・(三)・(四)	(二)	(五)	(六)	(七)
125	江頭 一郎	平成11年9月19日	530分の2				(六)	
126	小林 政子	平成11年5月16日	530分の2				(六)	
127	豊見本 長栄	平成11年9月3日	530分の2				(六)	
128	嶋崎 守	平成11年9月11日	530分の2				(六)	
129	井原 康喜	平成11年9月12日	530分の2				(六)	
130	近田 孝之	平成11年9月12日	530分の2				(六)	
131	岩村 千佳子	平成11年9月14日	530分の2				(六)	
132	五島 光廣	平成11年9月15日	530分の2				(六)	
133	仲野 江利美	平成11年9月15日	530分の2				(六)	
134	渡邊 サワ子	平成11年9月18日	530分の2				(六)	
135	宮原 弘子	平成11年9月19日	530分の2				(六)	
136	北原 勝	平成11年9月20日	530分の2				(六)	
137	今村 龍雄	平成11年10月2日	530分の2				(六)	
138	森山 早苗	平成11年10月7日	530分の2				(六)	
139	花田 昭彦	平成11年10月10日	530分の2				(六)	
140	西田 泰治	平成11年10月11日	530分の2				(六)	
141	和氣 輝和	平成11年10月11日	530分の2				(六)	
142	福島 研勇	平成11年10月15日	530分の2				(六)	
143	末吉 幸雄	平成11年10月17日	530分の2				(六)	
144	岡本 文子	平成11年10月17日	530分の2				(六)	
145	木下 久美子	平成12年3月8日	530分の2				(六)	
146	吉田 源市	平成12年9月24日	10600分の20				(六)	
147	吉井 昭弘	平成12年10月9日	10600分の54				(六)	
148	濱崎 哲也	平成14年5月5日	10600分の48				(六)	
149	古賀 啓子	平成14年5月5日	10600分の22				(六)	
150	鈴木 守夫	平成14年5月5日	10600分の22				(六)	
151	中島 明子	平成11年10月2日	530分の2				(六)	
152	中山 智章	平成11年9月11日	530分の2				(六)	
153	矢野 好子	平成12年9月17日	10600分の20				(六)	
241	有森 義則	平成21年5月25日	530分の2				(六)	
242	村田 重勝	平成17年5月3日	530分の2				(六)	
243	光瀬 栄子	平成17年5月3日	530分の2				(六)	
244	羽田 英貴	平成17年5月4日	530分の2				(六)	
245	大田 悦子	平成18年5月4日	530分の2				(六)	
246	渡邊 成昭	平成19年9月23日	530分の2				(六)	

共有登記及び温泉採取権共有目録 3

原告番号	原告	年月日	持分	源泉地				
				(一)・(三)・(四)	(二)	(五)	(六)	(七)
160	鮫島 久美子	平成12年10月8日	400分の1					(七)
		平成13年2月3日	400分の1					(七)
161	堀脇 正憲	平成12年9月23日	400分の2					(七)
162	白壁 和子	平成12年10月1日	400分の1					(七)
163	宇佐美 洋子	平成12年10月9日	400分の1					(七)
164	高田 久子	平成12年10月9日	400分の1					(七)
165	荒木 浩	平成12年10月14日	400分の1					(七)
166	黒岩 啓治	平成12年10月30日	400分の1					(七)
167	重松 正義	平成12年11月6日	400分の2					(七)
168	西依 廣	平成12年11月16日	400分の2					(七)
169	村山 菟直	平成13年5月7日	400分の1					(七)
170	井関 かおり	平成13年5月7日	400分の1					(七)
171	小城 紘子	平成13年5月12日	400分の1					(七)
172	眞鍋 悦子	平成13年5月12日	400分の1					(七)
173	原 佳宏	平成13年7月20日	400分の1					(七)
174	城山 一雄	平成13年9月15日	200分の1					(七)
175	濱田 照代	平成13年10月14日	400分の1					(七)
176	今里 鏝里子	平成14年4月28日	400分の1					(七)
177	南7イヌカハニ 代表 取締役延吉洋子	平成14年5月4日	400分の2					(七)
178	佐藤 孝雄	平成14年5月4日	400分の1					(七)
179	中島 毅	平成14年9月24日	400分の1					(七)
180	鳥巢 洋子	平成14年11月6日	400分の1					(七)
181	江島 健一郎	平成12年10月15日	400分の1					(七)
182	桑野 雅充	平成12年9月23日	400分の1					(七)
201	田中 裕子	平成15年2月25日	400分の1					(七)
202	峰原 庸司	平成14年9月8日	400分の1					(七)
203	梶原 千里	平成14年9月16日	400分の1					(七)
204	三島 通章	平成14年9月16日	400分の1					(七)
205	松永 勝美	平成14年9月21日	400分の1					(七)
206	山本 節雄	平成14年11月3日	400分の1					(七)
207	濱田 輝彦	平成15年3月13日	400分の1					(七)
208	篠崎 正信	平成15年4月29日	400分の1					(七)
209	冢永 幸恵	平成15年5月5日	400分の1					(七)
210	石丸 島根	平成15年5月10日	400分の1					(七)
211	市原 博文	平成15年5月11日	400分の1					(七)
212	河野 マサエ	平成15年5月25日	400分の1					(七)
213	佐々木 寛	平成16年5月15日	400分の1					(七)
214	田中 睦郎	平成16年10月9日	400分の1					(七)
215	堤 幸子	平成16年10月13日	400分の1					(七)
216	田中 隆博	平成17年5月8日	400分の1					(七)
217	瀬上 久人	平成17年9月25日	400分の1					(七)
218	吉田 明子	平成14年10月13日	400分の1					(七)
219	常刀 卓見	平成15年5月17日	400分の1					(七)

請求債権目録

原告番号	原告	建築時保証金	温泉水道使用 基本料	請求額
1	関口 トモミ	100,000	120,000	220,000
2	徳田 克彰	50,000		50,000
3	村岡 辰弥	100,000	240,000	340,000
4	松葉 ミツ子	50,000		50,000
5	古澤 孝道	100,000	240,000	340,000
6	樞山 修司	200,000		200,000
7	古賀 政彦	100,000	240,000	340,000
8	橋本 喜久雄	100,000		100,000
9	黒石 勝喜	100,000		100,000
10	安次富 マサ子	50,000		50,000
11	永松 美鈴	50,000		50,000
12	河津 嘉浩	100,000		100,000
13	上鶴 芳久	100,000		100,000
14	山崎 鐵重	50,000	240,000	290,000
15	松浪 剛喜			0
16	藤本 健二	100,000		100,000
17	梅山 始	50,000		50,000
18	川崎 悦子	100,000		100,000
19	浦口 典子	50,000		50,000
20	岡本 仁	100,000		100,000
21	久良木 敦	50,000		50,000
22	岡部 博昭	100,000	120,000	220,000
23	中満 しのぶ	100,000	60,000	160,000
24	濱地 和幸	100,000		100,000
25	野見山 玲子	100,000	240,000	340,000
26	大田原 隆	50,000		50,000
27	明永 義和	0		0
28	田島 正行	100,000		100,000
29	金丸 壽彦	0		0
30	松津 隆	100,000		100,000
31	井手口 賢治	0		0
32	内山 日出之	100,000		100,000
33	福澤 義博	100,000		100,000
34	平山 芳子	100,000		100,000
35	坂本 美枝子	100,000		100,000
36	白谷 昌子	100,000		100,000
37	井川 昭	100,000		100,000
38	宗兼 浩	100,000		100,000
39	中川 慶三郎	100,000	210,000	310,000
40	伊東 悦子	100,000	240,000	340,000
41	嘉村 和彦	100,000	90,000	190,000
42	植木 敏行	100,000		100,000
43	小屋松 利勝	100,000		100,000
44	是永 啓子	100,000		100,000
45	上田 一夫	100,000		100,000
46	井樋 直人	100,000	240,000	340,000
47	高田 和久	100,000		100,000
48	佐藤 哲生	100,000		100,000
49	徳永 久子	100,000		100,000
50	佐藤 紀江	100,000		100,000
51	柿元 武夫	100,000		100,000
52	山内 憲治	100,000		100,000
53	松尾 貢	100,000		100,000
54	武末 三男	100,000		100,000
55	濱田 勉	100,000		100,000
56	吉村 日好	100,000		100,000

57	吉村 治美			0
58	釘宮 修	100,000		100,000
59	長谷 明美	100,000		100,000
60	村上 芳幸	100,000		100,000
61	田中 美知男	100,000		100,000
62	大石 イツ子	100,000		100,000
63	生野 透	100,000		100,000
64	吉海 達典	100,000		100,000
65	藤田 忠臣			0
66	三巴 和子	100,000	240,000	340,000
67	高村 武美	100,000		100,000
68	杉森 ツルヨ	100,000		100,000
69	工藤 昭	100,000		100,000
70	宮地 昭博	100,000		100,000
71	里見 敏彦	100,000		100,000
72	城戸 輝己	100,000		100,000
73	原野 康博	100,000		100,000
74	生田 一夫	100,000		100,000
75	西 武人	100,000		100,000
76	今村 秀基	100,000		100,000
77	谷村 修三	100,000	240,000	340,000
78	富松 幸子			0
79	杉岡 勇	100,000		100,000
80	千住 芳則	100,000	270,000	370,000
81	武内 勝美	100,000		100,000
82	白石 慎二	100,000		100,000
83	坂本 豊	100,000		100,000
84	岸川 孝雄	100,000		100,000
85	金ヶ江 亮子	100,000	240,000	340,000
86	林 正夫	100,000		100,000
87	田中 勝幸	100,000		100,000
88	永田 芳信	100,000		100,000
89	松本 茂	100,000		100,000
90	入江 久美子	100,000		100,000
91	初道 孝雄	100,000		100,000
92	山崎 和博	100,000		100,000
93	林田 正幸	100,000	180,000	280,000
94	池本 正敏	100,000		100,000
95	近藤 昭	100,000		100,000
96	松井 吉生	100,000	240,000	340,000
97	高橋 逸雄	100,000		100,000
98	石津 勝也	0		0
99	大穂 正	100,000	270,000	370,000
100	米村 節生	100,000		100,000
101	森山 幸一	100,000	90,000	190,000
102	野方 重夫	100,000		100,000
103	笠村 正明	100,000	270,000	370,000
104	高村 文子	100,000	240,000	340,000
105	松下 浩之	100,000		100,000
106	原田 潔	100,000		100,000
107	小石川 信一	100,000		100,000
108	徳島 均	100,000		100,000
109	山本 緯子			0
110	中尾 康行	0	240,000	240,000
111	吉田 幸彦	100,000	240,000	340,000
112	矢代 征三	100,000	120,000	220,000
113	松藤 賢聖	100,000	240,000	340,000
114	佐藤 雅浩	100,000	270,000	370,000
115	荻田 美千世	100,000	180,000	280,000

116	中山 充孝	100,000	270,000	370,000
117	高橋 清人	100,000	270,000	370,000
118	太田 明美	100,000	270,000	370,000
119	中村 慎一	100,000	270,000	370,000
120	古賀 照義	100,000	270,000	370,000
121	大曲 政信	100,000	30,000	130,000
122	結城 照子	100,000	240,000	340,000
123	島田 和幸	100,000	240,000	340,000
124	幸 美佐子	100,000	240,000	340,000
125	江頭 一郎	100,000	300,000	400,000
126	小林 政子	100,000	270,000	370,000
127	豊見本 長栄	100,000	270,000	370,000
128	嶋崎 守	100,000	180,000	280,000
129	井原 康喜	100,000	300,000	400,000
130	近田 孝之	100,000	150,000	250,000
131	岩村 千佳子	100,000	300,000	400,000
132	五島 光廣	100,000	300,000	400,000
133	仲野 江利美	100,000	210,000	310,000
134	渡邊 サワ子	100,000	270,000	370,000
135	宮原 弘子	100,000	270,000	370,000
136	北原 勝	100,000	240,000	340,000
137	今村 龍雄	100,000	300,000	400,000
138	森山 早苗	100,000	300,000	400,000
139	花田 昭彦	100,000	90,000	190,000
140	西田 泰治	100,000	300,000	400,000
141	和氣 輝和	100,000	300,000	400,000
142	福島 研勇	100,000	300,000	400,000
143	末吉 幸雄	100,000	300,000	400,000
144	岡本 文子	100,000	300,000	400,000
145	木下 久美子	100,000	60,000	160,000
146	吉田 源市	100,000	300,000	400,000
147	吉井 昭弘	100,000	270,000	370,000
148	濱崎 哲也	100,000	240,000	340,000
149	古賀 啓子	100,000	210,000	310,000
150	鈴木 守夫	100,000	180,000	280,000
151	中島 明子	100,000	150,000	250,000
152	中山 智章	100,000	300,000	400,000
153	矢野 好子	100,000	300,000	400,000
154	梶木 正義	0	270,000	270,000
155	仲 則保	100,000	90,000	190,000
156	常岡 勇治	100,000	270,000	370,000
157	野寄 剋彦	100,000	270,000	370,000
158	下田 省二郎	100,000	240,000	340,000
159	吉田 勉	100,000	270,000	370,000
160	鮫島 久美子	100,000	270,000	370,000
		100,000	210,000	310,000
161	堀脇 正憲	200,000	150,000	350,000
162	白壁 和子	100,000	270,000	370,000
163	宇佐美 洋子	100,000	270,000	370,000
164	高田 久子	100,000	150,000	250,000
165	荒木 浩	100,000	90,000	190,000
166	黒岩 啓治	100,000	270,000	370,000
167	重松 正義	200,000	180,000	380,000
168	西依 廣	100,000	240,000	340,000
169	村山 嘉直	100,000	270,000	370,000
170	井関 かおり	100,000	120,000	220,000
171	小城 綾子	100,000	270,000	370,000
172	眞鍋 悦子	100,000	180,000	280,000
173	原 佳宏	100,000	210,000	310,000

174	城山 一雄	100,000	240,000	340,000
175	濱田 照代	100,000	240,000	340,000
176	今里 鏡里子	100,000	180,000	280,000
177	(株)エフエフエー 代表取締役 延吉洋子	100,000	240,000	340,000
178	佐藤 孝雄	100,000	210,000	310,000
179	中島 毅	200,000	240,000	440,000
180	鳥巢 洋子	100,000	210,000	310,000
181	江島 健一郎	100,000	270,000	370,000
182	桑野 雅充	100,000	270,000	370,000
183	(株)博有 代表取締役 波多野 正道	100,000	240,000	340,000
184	遠矢 勝之	100,000	180,000	280,000
185	田村 浩敏	100,000	120,000	220,000
186	安田 典子	100,000	240,000	340,000
187	藤山 博美	100,000	240,000	340,000
188	入江 富男	200,000	180,000	380,000
189	佐藤 美美子	100,000	240,000	340,000
190	武内 治子	100,000	240,000	340,000
191	原 美和子	100,000	240,000	340,000
192	林田 良弘	100,000	210,000	310,000
193	工藤 栄治	100,000	180,000	280,000
194	堀田 幸子	100,000	240,000	340,000
195	大崎 淳子	100,000	240,000	340,000
196	相原 直文	100,000	210,000	310,000
197	古澤 西吉	100,000	240,000	340,000
198	伊藤 富通	100,000	240,000	340,000
199	中野 進	100,000	240,000	340,000
200	佐々木 峰子	200,000	60,000	260,000
201	田中 裕子	100,000	210,000	310,000
202	峰原 庸司	100,000	120,000	220,000
203	梶原 千里	100,000	240,000	340,000
204	三島 通章	100,000	240,000	340,000
205	松永 勝美	100,000	180,000	280,000
206	山本 節雄	100,000	240,000	340,000
207	濱田 輝彦	100,000	180,000	280,000
208	篠崎 正信	100,000	210,000	310,000
209	家永 幸恵	100,000	210,000	310,000
210	石丸 島根	100,000	210,000	310,000
211	市原 博文	100,000	210,000	310,000
212	河野 マサエ	100,000	180,000	280,000
213	佐々木 實	100,000	150,000	250,000
214	田中 睦郎	100,000	180,000	280,000
215	堤 幸子	100,000	180,000	280,000
216	田中 隆博	100,000	180,000	280,000
217	淵上 久人	100,000	90,000	190,000
218	吉田 明子	100,000	240,000	340,000
219	帯刀 卓見	100,000	210,000	310,000
220	世戸 怜祐	100,000	210,000	310,000
221	土井 俊勝	100,000	180,000	280,000
222	梅津 勝利	100,000	210,000	310,000
223	緒方 秀生	100,000	210,000	310,000
224	山藤 忠重	100,000	90,000	190,000
225	高見 かず子	100,000	150,000	250,000
226	大場 悟	100,000	180,000	280,000
227	岡本 尚子	100,000	180,000	280,000
228	江下 正明	100,000	150,000	250,000
229	近藤 昇	100,000	180,000	280,000
230	狩俣 哲郎	100,000	180,000	280,000
231	織方 保武	100,000	120,000	220,000

232	力丸 晃	100,000	180,000	280,000
233	河瀬 登美子	100,000	180,000	280,000
234	白水 美鶴	100,000	180,000	280,000
235	大喜多 照美	100,000	90,000	190,000
236	木寺 文男	100,000	120,000	220,000
237	河田 憲秀	100,000	120,000	220,000
238	飯田 卯一朗	100,000	120,000	220,000
239	篠生 勝介	100,000	120,000	220,000
240	近藤 正裕	100,000	60,000	160,000
241	有森 義則	100,000		100,000
242	村田 重勝	100,000	150,000	250,000
243	光瀬 栄子	100,000	150,000	250,000
244	羽田 英貴	100,000	150,000	250,000
245	大田 悦子	100,000	90,000	190,000
246	渡邊 成昭	100,000	30,000	130,000
	合計	23,750,000	33,090,000	56,840,000